



2022年11月25日

各 位

会 社 名	ジャフコ グループ株式会社
代 表 者	取締役社長 三好啓介
コード番号	8595 東証プライム市場
問 合 せ 先	管理部管理グループ 古賀 慎二
T E L	050-3734-2025

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの予定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施する予定であることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社の配当施策は、投資事業の永続に必要な自己資本の充実と、継続的な株主還元のバランスを図ることとしております。この方針を明確にする配当指標として、株主資本（期首期末の平均値）の3%を目途としております。また、当社の2021年2月10日付プレスリリース「今後の株主還元についての方針」において公表したとおり、当社は、いかなる環境においても投資を継続できる財務基盤を維持していくため、現預金と当社が所有する株式会社野村総合研究所（以下「NRI」といいます。）の普通株式23,968,150株（以下「NRI株式」といいます。）は一体として将来の投資資金と位置付け、現預金と当社が所有するNRI株式の時価評価額（税引後）を合わせて1,200億円程度を維持し、この金額が1,200億円を一定程度超えることとなった場合には、自己株式の取得を検討することとしております。

なお、当社は、本日開催の取締役会において、当社が所有するNRI株式のうち単元未満株式である50株を除く23,968,100株全てを金融商品取引法（昭和23年法第25号。その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。）第2条第4項の規定による売出しの方法により売却すること（以下「NRI株式売却」といいます。）、及び、当社の本日付プレスリリース「株主還元方針の見直しおよび資本効率の向上施策について」において公表のとおり、投資運用力の向上による投資パフォーマンスの更なる向上と、対象マーケットの拡大に足並みを揃えた外部募集力の強化によるファンドサイズ拡大を、当社の成長戦略の軸とするとともに、投資を継続できる財務基盤を維持していくために必要な資金を、現預金とNRI株式を合わせて1,200億円としていたところ当面現預金を600億円に減少させ、これを超える現預金については自己株式の取得を行い、それにより純資産を減らし自己資本当期純利益率（ROE）を高めていくこと（以下「本株主価値向上施策」といいます。）についても決議しており、本公開買付けは、これらの決議に基づき、NRI株式売却の対価として当社に対して払い込まれる金銭（NRIの株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のプライム市場における2022年11月24日の同社株価終値3,370円で試算した税金及び諸費用等控除後の手取り額概算で約520億円）の一部（420億円）を原資として実施される予定です。なお、NRI株式売却についてはNRIにより本日金融商品取引法に基づき有価証券通知書が提出されております。NRI株式売却の詳細については、NRIの本日付プレスリリース「株式の売出し及び第三者割当による自己株式の処分並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」及び下記「<ご参考>」の「1.NRI株式売却の詳細」をご参照ください。

当社は、本日付で、株式会社シティインデックスイレブンス（以下「シティ」といいます。）並びにその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に定義される共同保有者をいいます。）である株式会社南青山不動産（以下「南青山不動産」といいます。）及び野村絢氏（シティと併せて以下「シティら」といいます。）、並びにシティの親会社の株主とされる村上世彰氏（シティらと併せて以下「村上氏ら」といいます。）

す。)との間で、シティらが所有する当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)の全部(13,904,500株、所有割合(注1):19.53%)。以下「応募対象株式」といいます。)を本公開買付けに応募すること等を内容とする公開買付応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結しております。下記「1.買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った経緯」に記載のとおり、本公開買付け及びNRI株式売却は、村上氏らとの協議も踏まえ、将来のために当社において必要な投資資金及び株主価値向上施策について再検討を行った結果、純資産を減らし自己資本当期純利益率(ROE)を高めるとともに、シティらの当社株式の所有割合を低下させることによって、事業遂行、特にファンド募集(当社が運用する新規の未上場企業投資ファンドへの出資の募集)の円滑化等による経営の安定化を図ることを目的としております。未上場企業投資ファンドは、ファンド運用者の投資方針・戦略、及び投資能力が、投資先企業の価値向上に影響を与え、その結果ファンド全体のパフォーマンスに反映されます。特に当社の投資は、経営権を取得するバイアウト投資はもとより、ベンチャーキャピタル投資についても、厳選集中投資を行い、リードVCとして経営に深く関与する方針としております。ファンドの運営体制が維持されることは、投資家が出資を判断する際に重要なポイントです。村上氏らの影響下にあるシティらが、大量保有報告書を提出し、シティらによる当社株式取得の事実が明らかになった直後から現在まで、既存出資者を含む当社ファンドへの出資を検討している投資家の方から、シティらが当社株式取得が進めていることによる当社のファンド運用に及ぼす影響を懸念して、その動向を見極めるべく新規ファンドへの出資の判断を保留する投資家の方も出ていることが、今回の決定の背景となります。

したがって、本公開買付け及びNRI株式売却は、シティらがその所有する当社株式の全部を本公開買付けに応募することについて、シティらとの間での応募契約の締結を通じた確約を得た上で実施することが前提であること、及び、本公開買付けがNRI株式売却によって得られる対価の一部を資金として実施するものであること、NRI株式売却は金融商品取引法第2条第4項の規定による売出しの方法によることから、金融商品取引法に基づきNRI株式売却に係る有価証券通知書がNRIによって本日提出された後、売出価格の決定や引受人からの申込み及び引受人との間のNRI株式と対価の受渡しに最長で2022年12月14日までの期間を要することから、本応募契約の締結に至った本日、NRI株式売却に係る当社取締役会における決議を行い、本公開買付けの実施は、本応募契約に定める本公開買付け開始の前提条件(以下「本開始前提条件」といいます。)(注2)が充足又は当社により放棄(但し、(注2)の②については、本VWAP((注2)の②で定義されます。))が本価格レンジ((注2)の②で定義されます。))の上限を超える場合については、放棄は当社及びシティの合意によるものとする。)されることを条件として、本開始前提条件の充足後に正式に決議する予定です。なお、本日現在、当社は、2022年12月16日に本公開買付けを開始することを予定しており、本公開買付けの開始有無について2022年12月15日に開示を行う予定です。2022年12月16日までに本公開買付けが開始されないことが決定した場合、当社は決定次第速やかにその旨公表を行います。

(注1) 「所有割合」とは、当社が2022年11月10日に提出した第51期第2四半期報告書に記載の2022年9月30日現在の当社の発行済株式総数(73,280,000株)から、当社が2022年10月27日に公表した「2023年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載の2022年9月30日現在の当社が所有する自己株式数(2,095,946株)を控除した株式数(71,184,054株)に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じとします。

(注2) 本応募契約においては、本開始前提条件として、本応募契約の締結日(本日)及び本公開買付けの開始日において、以下の全ての条件が充足されたこと又は当社により放棄されたことが規定されております。

- ① NRI株式売却に係る受渡しが完了していること(もともと、NRI株式売却は引受人の買取引受による売出しの様式をとるため、受渡り日(最も遅い場合において2022年12月14日)において自動的に充足される見込みです。)
- ② 2022年11月30日から2022年12月7日の期間(以下「価格決定期間」といいます。))での当社株式の東京証券取引所のプライム市場における売買高加重平均価格(以下「本VWAP」といいます。))が2,525円以上2,828円以下(以下「本価格レンジ」といいます。))となること。なお、本価格レンジは、(i)本公開買付けの開始予定日に近接した時点において当社及びシ

ティらの想定外の範囲まで当社株式の市場価格が上昇又は下落した場合にまで本公開買付けを実施する必要を生ずることを避けること、(ii) 本日時点における当社株式の市場価格を基礎とした金額ではシティらとの間で本応募契約を締結できない見込みであり、一方当社としてはシティら以外の当社の株主への配慮の観点や、シティらに当社株式の手残りが生じないようにする観点で、当社株式の市場株価を上回る水準で本公開買付けを実施することはできないことから、本応募契約の締結と当社株式の市場価格を下回る水準での本公開買付けの実施の両者を達成するためには本価格レンジの設定が必要であったこと、また(iii) 本公開買付けの目的が、シティらの当社株式の所有割合を低下させることによって、事業遂行、特にファンド募集の円滑化等による経営の安定化を図ることを目的とするものでもあることから、これまでの他社実例において、シティらによる売却価格がPBRの1倍程度が中心であること、そして、(iv) 2022年9月末日時点の当社株式1株当たり純資産が2,651円64銭であること等も勘案して定めることとしたものです。また、本価格レンジは、本日の前営業日である2022年11月24日時点における当社株式の市場価格(同日時点の終値2,391円)を134円～437円上回るものですが、シティらは当社株式の適正価格を株価純資産倍率(PBR)の1倍程度と考えており、本日時点における当社株式の市場価格を基礎とした金額ではシティらとの間で本応募契約を締結できない見込みであり、一方当社としてはシティら以外の当社の株主への配慮の観点や、シティらに当社株式の手残りが生じないようにする観点で、当社株式の市場株価を上回る水準で本公開買付けを実施することはできないことから、シティらの売却価格の一つの基準と思われる2022年9月末日における当社株式1株当たり純資産である2,651円64銭を基礎として本公開買付けにおける買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を検討することとし、本株主価値向上施策、シティらの当社株式の所有割合を低下させることによる事業遂行、特にファンド募集の円滑等による経営の安定化、後記の当社の2023年度3月期の配当政策及びNRI株式売却を織り込むことで本公開買付けの開始予定日に近接した時点の当社株式の市場価格が上昇すると考えられることを踏まえ、2022年9月末日における当社株式1株当たり純資産である2,651円64銭に対し上下5%程度の幅であれば、今後の成長戦略の推進と資本効率の向上のための本株主価値向上施策及びNRI株式売却を決議したことも踏まえ、価格決定期間において実現可能性がある価格レンジであると判断したことから、2022年9月末日における当社株式1株当たり純資産である2,651円64銭に対し上下5%程度の幅で本価格レンジを設定することを村上氏らとの交渉により決定したものです。また、本価格レンジは本日時点における当社株式の市場価格を上回りますが、本公開買付けにおける買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)は本公開買付けの開始予定日に近接した価格決定期間における本VWAPから1%ディスカウントした金額(小数点以下四捨五入)(なお、本VWAPが本価格レンジの枠内である場合には、本公開買付価格は、2,500円～2,800円のレンジの枠内の価格となる予定です。)として定められることから、本公開買付けは、シティら以外の当社株主にとっても、本公開買付けへ応募する株主には株主還元の機会の提供につながり、応募しない株主にはシティらの当社株式の所有割合を低下させることによる事業遂行、特にファンド募集の円滑化等による経営の安定化や本株主価値向上施策を通じた株主価値向上につながるものである一方、自己株式取得に伴う資産の社外流出を可能な限り抑えられるもので、本価格レンジ及び本公開買付価格の設定は、本公開買付けの目的に適い、かつ少数株主の利益にも配慮されたものであり、取締役の善管注意義務の観点からも問題ないものと判断しております。

- ③ 村上氏らの表明及び保証(注3)の全てが、重要な点において、本公開買付けの開始日に真実かつ正確であることが合理的に見込まれること。
- ④ 村上氏らが本応募契約に定める自己の義務(注4)に重要な点において違反していないこと。

(注3) 本応募契約においては、村上氏らの表明保証事項として、(i)本応募契約の締結及び履行について必要な授権、(ii)本応募契約の適法かつ有効な締結により強制執行が可能であること、(iii)法令若

しくは金融商品取引所規則又は当社の定款その他の内部規則との抵触の不存在、(iv)破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算手続その他これらに類する法的倒産手続の不存在、(v)反社会的勢力との一切の關係の不存在、(vi)シティらによる応募対象株式の所有等が規定されております。

- (注4) 本応募契約において、村上氏らは、(i)本日以降、本公開買付けに係る決済開始日までの当社株式の処分禁止(2,800円を上回る価格(但し、本公開買付け価格が決定し、決定した本公開買付け価格を当社が公表した後は、決定した本公開買付け価格を上回る価格)で応募対象株式を売却する場合を除きます。)、(ii)自ら又は村上氏ら及び村上氏らの2親等内の親族(疑義を避けるために付言すれば、村上氏らの配偶者も含みます。)並びにシティら又はシティらの株主、役員若しくは従業員のいずれかが単独又は複数で共同して、直接若しくは間接に支配する若しくは過半数を出資する又は構成員、役員若しくは従業員である法人、組合その他これらに類する組織(以下、総称して「シティら関係者」といいます。)による応募対象株式に係る一定の株主権(株主名簿閲覧請求権(会社法第125条第2項)、株主総会の招集請求権(同法第297条第1項、第4項)、議題提案権(同法第303条第2項)及び議案提案権(同法第304条、同法第305条第1項)、調査者選任権(同法第316条第2項)、業務執行に関する検査役選任請求権(同法第358条1項)、取締役の違法行為差止請求権(同法第360条)、取締役会議事録及び会計帳簿等の閲覧請求(同法第371条第2項本文、同法第433条第1項)並びに株主代表訴訟を提起する権利(同法第847条第1項)をいいます。以下同じです。)の行使の禁止、(iii)本公開買付けと抵触し若しくは本公開買付けの実行を困難にする行為の禁止、(iv)村上氏ら以外の第三者から、当社株式に対する公開買付けその他の買付け又は取得に関する提案があった場合の通知義務、(v)自ら又はシティら関係者による当社株式又は当社株式に係る議決権の行使に関する指図権の取得禁止、(vi)自ら又はシティら関係者による他の株主からの当社株式に関する議決権行使の受任(これに向けた勧誘を含みます。)又は他の株主との間の共同での議決権行使への同意の禁止を義務として負担しております。
- (注5) 本応募契約において、当事者は、以下の各号に定める事由のいずれかに基因して相手方当事者(当社についてはシティら及び村上氏ら、シティら及び村上氏らについては当社をいいます。以下同じです。)が被った損害及び費用(合理的な範囲の弁護士費用を含みますが、これに限られません。)を、相手方当事者に対して補償することとされております。
- ① 本応募契約に定める自己の表明及び保証のいずれかが不実又は不正確であることが判明した場合
 - ② 本応募契約に定める自己の義務のいずれかに違反した場合
- (注6) 本応募契約は、(i)本応募契約に定める相手方当事者の表明及び保証のいずれかが重要な点において不実若しくは不正確であることが判明し、又は、相手方当事者が本応募契約に定める自己の義務のいずれかに重要な点において違反した場合、(ii)相手方当事者について倒産手続等が開始された場合、又は債務超過、支払不能若しくは支払停止の状態となった場合には解除可能であり、また、以下の場合には自動的に終了することとされております。
- ① 当事者が書面により本契約の終了を合意した場合
 - ② 本公開買付けの撤回等が行われた場合
 - ③ 本公開買付けが2022年12月16日までに開始されなかった場合

また、本公開買付け価格については、本価格レンジは本日の前営業日である2022年11月24日時点における当社株式の市場価格(同日時点の終値2,391円)を134円~437円上回るものですが、本公開買付けの開始予定日に近接した価格決定期間における本VWAPから1%ディスカウントした金額(小数点以下四捨五入)として定められることから、シティら以外の当社株主にとっても、本公開買付けへ応募する株主には株主還元の機会の提供につながり、応募しない株主にはシティらの当社株式の所有割合を低下させることによる事業遂行、

特にファンド募集の円滑化等による経営の安定化や本株主価値向上施策を通じた株主価値向上につながるものであり、本公開買付けの開始日に近接した時期の当社株式の市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることで、本公開買付けの開始日に近接した時期の当社株価を前提とすれば、資産の社外流出を可能な限り抑えることができ、かつディスカウント率を1%とすることによって、シティらが所有する当社株式の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるのであれば、本公開買付けに応募せず当社株式を引き続き所有する株主の利益の尊重と、シティらの当社株式の所有割合を低下させることによる事業遂行、特にファンド募集の円滑化等による経営の安定化との調和の観点から妥当であると判断し、本 VWAP から1%ディスカウントした価格（小数点以下四捨五入）とすることを予定しており、本 VWAP が本価格レンジの枠内である場合には、本公開買付価格は、2,500円～2,800円のレンジの枠内の価格となる予定です。

本公開買付価格の検討に際しては、当社株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いと考えられること等を勘案して、基準の明確性及び客観性を重視し、当社株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると考えたことから、価格決定期間を設け、価格決定期間における当社株式の東京証券取引所のプライム市場における売買高加重平均価格（VWAP）を基礎とすることといたしました。したがって、価格決定期間は、NRI 株式売却を織り込んだ市場価格を検討の基礎とすることが望ましいと考え、NRI 株式売却及び本公開買付けの市場価格への影響を織り込みつつ、一定の期間を設定することが算定根拠としての客観性及び合理性の確保の観点から望ましいと考えたことから、本日から3営業日後の日である2022年11月30日を始期として定め、その5営業日後の2022年12月7日を終期として定めております。

本公開買付けは、現時点において、価格決定期間の終期を迎えて本公開買付けにおける本公開買付価格が確定したのちに、本公開買付けの開始に向けた準備が整い次第速やかに実施することを予定しており、本日現在、当社は、NRI 株式売却に係る受渡期日が最も遅い場合には2022年12月14日となるため、本開始前提条件の全てが充足され又は当社により放棄されたことを確認し、その翌営業日である同月15日にかかる適時開示を行い、さらにその翌営業日である同月16日に本公開買付けを開始することを予定しております。

なお、本公開買付けは、本開始前提条件のとおり、本 VWAP が本価格レンジの枠内となることを前提条件としており、本 VWAP が本価格レンジの枠内とならない場合には、原則として本公開買付けを実施いたしません。但し、その場合であっても、本 VWAP が本価格レンジの上限を超える場合であって、当社とシティらが別途合意したときは、当社とシティらが別途合意する日を開始日として、本公開買付けを行うことがあります。本 VWAP が本価格レンジの下限未満の場合には、シティらが、シティらによる応募の前提条件の一部又は全部を放棄することにより、所有する当社株式の全てについて本公開買付けへ応募を行う意向の有無を確認し、応募が見込まれない場合には、本公開買付けの目的であるシティらの当社株式の所有割合を低下させることによる事業遂行、特にファンド募集の円滑化等による経営の安定化が実現できないため、本開始前提条件の全てが充足することはなく、また当社が放棄することもなく、当社は本公開買付けを実施しない予定です。なお、本価格レンジを設定した上で本公開買付けの実施予定について公表することについては、本開始前提条件の充足又は放棄を条件に、当社が実際に本書記載の条件に従い本公開買付けを行うことを決定した上で行われるものであり、本公開買付けを実際に行う合理的な根拠がないにもかかわらず、本公開買付けを実施する可能性がある旨を公表するものではありません。

当社は、下記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った経緯」に記載のとおり、村上氏らとの協議も踏まえ、将来のために当社において必要な投資資金及び株主価値向上施策について再検討を行った結果、純資産を減らし自己資本当期純利益率（ROE）を高めるとともに、シティらの当社株式の所有割合を低下させることによって、事業遂行、特にファンド募集の円滑化等による経営の安定化を図ることを目的として、NRI 株式売却により NRI 株式の全てを現金化し、そのうち420億円を資金として、本公開買付けを実施することを予定しております。そのため、本公開買付けにおける買付予定数については、420億円を本公開買付価格で除した数（小数点以下四捨五入）とすることを予定しており、本 VWAP が本価格レンジの枠内である場合には、本公開買付けにおける買付予定数は、15,000,000株～16,800,000株（所有割合：

21.07%~23.6%) のレンジの枠内の数となる予定です。

なお、本公開買付けが実行される場合、そのままでは、本公開買付けに応募せず引き続き当社株式を所有し続けていただく株主の皆様については、本公開買付けに応募する株主とは異なり、本公開買付けを通じた当社による自己株式の取得の結果としての所有割合の上昇という利益以外には、本公開買付けを通じた株主還元による利益を享受できないことを踏まえ、引き続き当社株式を所有し続けていただく株主の皆様にも直接的な株主還元の利益を享受する機会を確保すべく、当社の配当政策として、2023年3月期の配当金に限りましては、当社株式1株当たり、以下のうち、いずれか大きいほうの金額とします。

- a. 100円
- b. 本公開買付けが成立した場合には、NRI株式売却に係る売却益も含めた2023年3月期における当社の親会社株主に帰属する当期純利益から、本公開買付けに基づく自己株式取得額を控除した金額を、配当基準日時点の当社の発行済株式総数（但し、同時点の当社が所有する自己株式数を除きます。）で除して計算される金額

なお、2022年8月15日に公表した当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針（詳細は下記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った経緯」をご参照ください。）については、本公開買付けが開始され、本応募契約に従った本公開買付けへの応募及び本公開買付けの完了をもって、廃止することといたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、投資事業の永続に必要な自己資本の充実と、継続的な株主還元のバランスを図っていくことを基本方針としております。この方針を明確にする配当指標として、株主資本（期首期末の平均値）の3%を目途としております。なお、上記指標の算出には、1株当たり配当金と1株当たり株主資本（期首期末の平均値）を用いております。当社は、年1回、期末に剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、株主への機動的な利益還元を行うことを目的に、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めております。

また、当社は、これまでも経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として自己株式の取得を実施しており、単元未満株式の買い取り等を行うとともに、東京証券取引所における市場買付け及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）の方法により、当社株式の取得を実施しております。具体的には、①2006年6月7日開催の当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所における市場買付けの方法により当社株式を取得し（取得した株式数560,600株、買付け等の期間2006年6月8日から2006年6月21日、買付け総額3,593,513,000円）、②2006年6月22日開催の当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所における市場買付けの方法により当社株式を取得し（取得した株式数927,700株、買付け等の期間2006年6月23日~2006年7月13日、買付け総額6,401,339,000円）、③2008年4月25日開催の当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所における市場買付けの方法により当社株式を取得し（取得した株式数2,424,000株、買付け等の期間2008年4月28日から2008年8月29日、買付け総額9,999,060,000円）、④2017年7月27日開催の当社取締役会の決議に基づき、2017年7月28日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）の方法により当社株式を取得し（取得した株式数13,436,200株、買付け総額61,269,072,000円）、⑤2021年2月10日開催の当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所における市場買付けの方法により当社株式を取得し（取得した株式数4,766,600株、買付け等の期間2021年2月12日から2021年6月15日、買付け総額34,999,614,000円）、⑥2021年10月22日開催の当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所における市場買付けの方法により当社株式を取得しております（取得した株式数7,409,800株、買付け等の期間2021年10月25日から2022年4月4日、買付け総額14,999,931,814円）。

このような状況の下、当社は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った経緯」に記載の経緯を

経て、将来のために当社において必要な投資資金及び株主価値向上施策について再検討を行った結果、純資産を減らし自己資本当期純利益率（ROE）を高めるとともに、シティらの当社株式の所有割合を低下させることによって、事業遂行、特にファンド募集の円滑化等による経営の安定化を図ることを目的として、保有する将来の投資資金の水準を半減させ 600 億とした上で、NRI 株式売却を実施することで NRI 株式の全てを現金化し、そのうち 420 億円を資金として本公開買付けを実施するべきとの結論に至りました。そこで当社は、本日開催の取締役会において、(i)本開始前提条件が全て充足又は当社によって放棄されることを条件として、会社法第 459 条第 1 項の規定による当社定款の規定及び同法第 156 条第 1 項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施する予定であること、(ii)本公開買付価格を本 VWAP から 1% ディスカウントした価格（小数点以下四捨五入）とする予定であること、(iii)本公開買付けにおける買付予定数については、420 億円を本公開買付価格で除した数（小数点以下四捨五入）とする予定であることを決議いたしました。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金にて充当する予定です。当社は、NRI 株式売却の対価として当社に対して払い込まれる金銭（2022 年 11 月 24 日の同社株価終値 3,370 円で試算した税金諸費用等控除後の手取り額概算で約 520 億円）のうち 420 億円を当該自己資金の全額に充当する予定です。2022 年 3 月 31 日現在における当社連結ベースの手元流動性は約 526 億円ですが、本公開買付けの決済後も手元流動性は約 535 億円（未払税金控除後）となり、当社の今後の事業運営並びに財務の健全性及び安全性は本公開買付け後も維持できるものと考えております。また、本公開買付けにおける買付予定数の上限の買付け等を行う場合であっても、買付予定総額 420 億円は当社の分配可能額の範囲内であることから、本公開買付けの決済が行えなくなる事態は生じません。

また、当社は、本日付で、村上氏らとの間で、当社が本公開買付けを実施した場合には、本公開買付けにシティらが所有する当社株式の全部（13,904,500 株、所有割合：19.53%）を応募する旨（注 1）の本応募契約を締結しております。本応募契約においては、(i)当社の表明及び保証（注 2）の全てが、重要な点において、本公開買付けの開始日に真実かつ正確であることが合理的に見込まれること、(ii)当社が本応募契約に定める自己の義務（注 3）に重要な点において違反していないこと、及び、(iii)本公開買付価格が 2,500 円以上であることを、シティらによる応募の前提条件としております（なお、シティらは、その任意の裁量により、当該前提条件の全部又は一部を書面により放棄し、本公開買付けに応募することが可能です。）。なお、本公開買付けにおいて、本公開買付けに応募された株券等の数の合計が買付予定数を上回った場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとして、金融商品取引法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する金融商品取引法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式による買付けとなることから、当社は応募予定株式 13,904,500 株のうちの一部を取得することとなりますが、本応募契約において、(i)シティらが所有する、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった当社株式について、しかるべき株価以上であれば、できる限り株価に影響を与えないように市場で速やかに売却する意向であること、(ii)シティら関係者が、本応募契約の締結日以降、本公開買付け終了後においても、当社株式を取得し又は取得させる意向がないこと、及び(iii)シティら関係者が、自己の名義であるか否かを問わず、直接又は間接に他の株主から当社株式に関して議決権行使の受任（これに向けた勧誘を含む。）又は他の株主との間で共同での議決権行使への同意を行い、又は行わせる意向がないことを表明し、かつ当該意向を撤回しないことが規定されております。また、本応募契約上、本公開買付けにおいて買付けられた応募予定株式についての対価の支払いを除き、当社から村上氏らに利益が付与される旨の定めはありません。本公開買付けに応募することによる対価以外に、当社から村上氏らに供与される利益はありません。

（注 1）但し、本応募契約において、シティらは、本価格レンジの上限である 2,800 円を上回る価格（但し、本公開買付価格が決定し、決定した本公開買付価格を当社が公表した後は、決定した本公開買付価格を上回る価格）で応募対象株式を売却することができる旨が規定されております。また、2022 年 12 月 16 日に本公開買付けが開始されない場合、同月 17 日以降、応募対象株式に係る処分制限

も解除されます。この場合、シティらが保有する当社株式の取扱いについては、シティらとの間で別途協議する予定です。

(注2) 本応募契約においては、当社の表明保証事項として、(i)本応募契約の締結及び履行について必要な授權、(ii)本応募契約の適法かつ有効な締結により強制執行が可能であること、(iii)法令若しくは金融商品取引所規則又は当社の定款その他の内部規則との抵触の不存在、(iv)破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算手続その他これらに類する法的倒産手続の不存在、(v)反社会的勢力との一切の關係の不存在が規定されております。

(注3) 本応募契約においては、当社は、(i)本開始前提条件が全て充足又は当社によって放棄されることを条件として、本公開買付けを実施する義務、及び、(ii)シティらが本応募契約に従って本公開買付けに応募し、かつ、当該応募の結果成立した応募対象株式の買付けに係る契約を解除せず、本公開買付けに係る公開買付け期間（以下「本公開買付け期間」といいます。）が満了した場合には、本公開買付け期間の満了日をもって本対応方針を廃止する義務を負っております。

当社が本公開買付けにより取得した自己株式は、速やかに消却することとし、当社が保有する自己株式は、発行済株式総数の3%となるようにする方針です。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った経緯

経緯の要約

当社は、シティらより当社の経営戦略や資本政策に関する面談の申し入れを受け、2022年8月4日にシティらとの間で初回の面談を実施して以降、当社の各決算期におけるIR説明や意見交換を通じて、シティらとの間で当社の株主価値向上に向けた議論を行って参りました。

株主価値向上策については、従前より当社の経営課題の一つとして様々な選択肢を議論してきた経緯がありましたが、今回シティらからの提案であるNRI株式の売却及び売却代金を原資とする自己株式取得につきましても、株主価値向上策の選択肢として真摯に検討を行わせていただき、シティらとの対話を重ねてまいりました。なお、シティらからはNRI株式の売却と自己株式取得に加え、当社のファンドに対する出資比率を低下させること、株主還元を充実させ、純資産を小さくして徹底的な自己資本当期純利益率（ROE）向上を追求すべきとの提案も当該対話の中で提案を受領しております。シティらからのこれらの各種提案は、株主価値向上を目指すという点において、当社がかねて認識していた課題認識とも大きな方向感に相違がなかったことから、シティらとの間で対話を続け、シティらの意見も株主の貴重な意見として参考としつつ、真摯にその内容を検討させて頂き、当社の本株主価値向上施策をシティらにご理解いただいたことで、シティらと本日本応募契約の締結に至り、今回の施策公表となりました。

なお、2022年8月15日に公表した本対応方針については、本公開買付けが開始され、本応募契約に従った本公開買付けへの応募及び本公開買付けの完了をもって、廃止することといたします。

経緯の詳細

シティ、野村絢氏及び南青山不動産は、2022年8月9日付でシティにより当社株式に関して初めて提出された大量保有報告書によれば、2022年8月2日時点で、投資及び状況に応じて経営陣への助言、重要提案行為等を行うことを保有目的として、シティが3,454,500株（2022年3月31日時点の所有割合（注）：4.85%、同日時点の当社の株主名簿に当てはめると第4位株主に相当）、野村絢氏が466,000株（2022年3月31日時点の所有割合：0.65%）、南青山不動産が873,100株（2022年3月31日時点の所有割合：1.22%）、合計して当社株式4,793,600株（2022年3月31日時点の所有割合：6.72%）を所有しておりました。その後、シティに

より大量保有報告書が初めて提出された 2022 年 8 月 9 日から 2022 年 11 月 1 日までの間に、シティらは、市場内及び市場外取引で当社株式を取得又は処分した結果、本日現在において、シティにより提出された最新の大量保有報告書の変更報告書である 2022 年 11 月 9 日付の変更報告書 No. 11 によれば、2022 年 11 月 1 日時点で、シティが 7,026,700 株（所有割合：9.87%）、野村絢氏が 0 株（所有割合：0%）、南青山不動産が 6,877,800 株（所有割合：9.66%）、合計して当社株式 13,904,500 株（所有割合：19.53%）を所有するに至っております。

（注） 「2022 年 3 月 31 日時点の所有割合」とは、当社が 2022 年 6 月 22 日に提出した第 50 期有価証券報告書（以下「第 50 期有価証券報告書」といいます。）に記載の 2022 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数（80,910,000 株）から、第 50 期有価証券報告書に記載の同日現在の当社が所有する自己株式数（9,628,015 株）を控除した株式数（71,281,985 株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

当社は、村上氏らからの要請に基づいて、2022 年 8 月 4 日にシティと、同月 5 日に村上氏らと、当社の経営戦略や資本政策に関する面談を実施し、当社の企業価値向上に向けた議論を行いました。同月 5 日の面談において、シティらが市場内外での取引を通じて当社株式を 15%弱取得したことについて知らされた上、当社株式を今後も買い進め（以下、かかる買増しを「本買増し」といいます。）、当社株式の 51%を取得する可能性があることを示唆されるとともに、NRI 株式の一部を流動化等した上で、当社の株式時価総額の約 3 分の 1、連結株主資本の 40%にも相当する約 500 億円もの自社株買いを行うべき旨を要請されました。

かかる認識の下、当社取締役会は、本買増しにより、シティらの議決権割合を 20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為が行われる具体的な懸念があると合理的に判断できることを受け、また、シティらによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念がある状況下において他の当事者による大規模買付行為等が企図されるに至る場合も想定し、これらの大規模買付行為等が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切なご判断を下すための情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行なうことができるよう、かかる大規模買付行為等については、当社取締役会の定める一定の手続に基づいてなされることが、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するとの結論に至りました。

その結果、当社取締役会は、2022 年 8 月 15 日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号）を決定し、さらに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ（2））として、①具体的な懸念のあるシティらによる当社株式を対象とする大規模買付行為等及び②シティらによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念がある状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議いたしました。

これらを受け当社は、将来のために当社において必要な投資資金の確保及び株主価値向上施策について再検討を行った結果、投資運用力の向上による投資パフォーマンスの更なる向上と、対象マーケットの拡大に足並みを揃えた外部募集力の強化によるファンドサイズ拡大を、当社の成長戦略の軸とするとともに、新規設立ファンドへの当社出資比率を、現在の 40%から、10 年後には 20%まで低下させることを目標とし、これに合わせ必要資金（現預金）も段階的に縮小させ、これを超える分は株主還元を検討することといたしました。これにより、純資産を減らし自己資本当期純利益率（ROE）を高めるとともに、シティらの当社株式の所有割合を低下させることによって、事業遂行、特にファンド募集の円滑化等による経営の安定化を図ることを目的として、保有する将来の投資資金の水準を半減させ 600 億とした上で、NRI 株式売却により NRI 株式の全てを現金化し、そのうち 420 億円を資金として本公開買付けを実施すべきとの結論に至りました。なお、当社は、NRI 株式を、当社が野村ホールディングス株式会社のグループ会社であった 1980 年代～1990 年代に取得いた

しました。そして、2017年に当社が野村ホールディングス株式会社及びNRIが所有する当社株式の全てを自己株式の取得により取得して以降、野村ホールディングス株式会社のグループ会社との株式の持ち合い関係は解消されたため、当社によるNRIの株式の保有目的を2018年3月期の有価証券報告書において、純投資と位置づけました。NRI株式については、その時価評価額の大きさから、その所有の意義等について株主の皆様との対話の中で議論する機会も多かったことから、今般、上記の目的のため全株を売却することとしたものです。

その上で、当社は、2022年11月1日に、当社とシティの間で守秘義務契約を締結した上で、同日、村上氏らとの間でシティらの所有する当社株式の売却についての協議を開始いたしました。当該協議の中で、当社は、将来のために当社において必要な投資資金の確保及び株主還元向上施策として、本公開買付けの実施を検討している旨を村上氏らに対して説明するとともに、シティらが所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募すること等を内容とする本応募契約（詳細については、上記「(1)本公開買付けの概要」をご参照ください。）を当社との間で締結することを要請し、本公開買付けについては、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることで資産の社外流出を可能な限り抑えることができ、本公開買付けに応募せず当社株式を引き続き所有する株主の利益の尊重の観点から妥当であると判断したため、市場価格よりディスカウントを行った一定の価格を本応募契約において定めることを提示いたしました。当該要請に対して、村上氏らより、本公開買付けへの応募については検討するものの、当社の市場株価は、村上氏が考えている当社株式の適正価格である株価純資産倍率（PBR）1倍よりも低い金額であり、市場価格よりディスカウントを行った一定の価格を本応募契約において合意し、これを本公開買付けとするのであれば、本公開買付けは割安な市場株価からさらにディスカウントをした価格となる可能性があるため、当社株式の適正価格として株価純資産倍率（PBR）1倍の固定価格とする案でなければ、本公開買付けへの応募に応じることはできない旨の意向が示されました。当社はこれらの村上氏らとの協議を踏まえ、当社と村上氏らと間で見解の相違があるものとして、本公開買付けについては、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることで資産の社外流出を可能な限り抑えることができ、本公開買付けに応募せず当社株式を引き続き所有する株主の利益の尊重の観点から、村上氏らから2022年11月1日に提案のあった当社株式の適正価格として株価純資産倍率（PBR）1倍の固定価格とする案は採用し得ないものと2022年11月1日に判断いたしました。しかしながら、その後も当社は、本公開買付け及び本応募契約について、当社と村上氏らとの間での合意を目指し、2022年11月4日、同年11月8日、同年11月9日、同年11月11日、同年11月14日、同年11月17日及び同年11月21日の7回に亘り、村上氏らとの間で協議を行って参りました。その過程である同年11月8日の協議の中で、当社から、シティらが望まない株価での売却とならないよう本公開買付けに下限を設けることと、他方、下限のみを設けることにより、裁定行為を招きかねないリスク等、マーケットへの影響を考慮して上限を設けることと、本公開買付けの下限を当社株式1株当たり純資産に対して5%程度ディスカウントした2,500円とする旨を提案いたしました。これを受け村上氏らからは、当該提案を尊重する旨の意向が示され、本公開買付けの上限を当社株式1株当たり純資産に対して5%程度の金額を加えた2,800円とする旨の提案を受けました。かかる村上氏らからの提案を踏まえ、過去実際に他社により行われた開示において、公開買付け価格を市場価格を基礎とした算定式で定め上限及び下限の設定を設ける方式と類似の条件を定めるものが存在することと、本公開買付けに下限のみを設けることにより、裁定行為を招きかねないリスク等、マーケットへの影響も踏まえ、当該上限及び下限の設定を設ける方式は採用可能と判断いたしました。その結果、同年11月11日の協議において、村上氏らより、本公開買付け価格を本応募契約締結後の一定期間にわたる当社株式の市場価格に基づき決定する方式とし、かつ当該決定方式において本公開買付けの下限を2,500円、上限を2,800円とするのであれば、当社との間で本応募契約を締結し、シティらが所有する当社株式の全部（13,904,500株、所有割合：19.53%）を応募する旨の意向の表明に加えて、当社のファンด์に対する出資比率を低下させること、株主還元を充実させ、純資産を小さくして徹底的なROE向上を追求すべきとの提案を受けました。これらの村上氏らとの交渉も踏まえ、当社は、将来のために当社において必要な投資資金及び株主価値向上施策について再検討を行った結果、本公開買付け及びNRI株式売却が純資産を減らし自己資本当期純利益率（ROE）を高めるとともに、村上氏らの当社株式の所有割合を低下させることによって、事業遂行、特にファンด์募集の円滑化等による経営の安定化を図れるものと再認識いたしました。また、本公開買付け及びNRI株式売却は、シティらがその所有する当社株式の全部を本公開買付けに応募することについて村上氏らと

の間での応募契約の締結を通じた確約を得た上で実施することを前提として、同年11月11日のシティらとの協議で提示のあった、本公開買付価格の下限を2,500円、上限を2,800円とする条件を設定した場合、当該下限及び上限はいずれも本日の前営業日である2022年11月24日時点における当社株式の市場株価（同日時点の終値2,391円）を109円～409円上回りますが、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、シティら以外の当社の株主の皆様が、市場株価の動向を見ながら応募について検討する機会を確保できることに加えて、本公開買付けの開始日に近接した時期の市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることで資産の社外流出を可能な限り抑えることができることから、本価格レンジ及び本公開買付価格の設定は、本公開買付けの目的に適い、かつ少数株主の利益にも配慮されたものであり、取締役の善管注意義務の観点からも問題ないものと判断いたしました。さらに、シティらが所有する当社株式の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるのであれば、当社株式を引き続き所有する株主の利益の尊重と、シティらの当社株式の所有割合を低下させることによる事業遂行、特にファンド募集の円滑化等による経営の安定化との調和の観点から妥当であり、シティら以外の株主に対する株主還元にもつながり得ることもふまえ、本公開買付価格を本VWAPから1%ディスカウントした価格とする本公開買付けの実施に向けた具体的な検討及び村上氏らとの交渉をさらに進める旨を判断し、村上氏らと本応募契約の具体的な内容について交渉を行っていたところ、当社は、村上氏らとの間で、本応募契約の内容に関して合意に至ったため、本日付で本応募契約を締結いたしました。

以上を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、(i)本開始前提条件が全て充足又は当社によって放棄されることを条件として、会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施する予定であること、(ii)本公開買付価格を本VWAPから1%ディスカウントした価格（小数点以下四捨五入）とする予定であること、(iii)本公開買付けにおける買付予定数については、420億円を本公開買付価格で除した数（小数点以下四捨五入）とする予定であることを決議いたしました。

当社は、上記のとおり、本公開買付けを通じてシティらの当社株式の所有割合を低下させることによって、事業遂行、特にファンド募集の円滑化等による経営の安定化を図ることで一層機動的かつ安定的な事業運営を実現することに加え、投資運用力の向上による投資パフォーマンスの更なる向上と、対象マーケットの拡大に足並みを揃えた外部募集力の強化によるファンドサイズ拡大を、当社の成長戦略の軸として、新規設立ファンドへの当社出資比率を、現在の40%から、10年後には20%まで低下させることを目標とし、これに合わせ必要資金（現預金）も段階的に縮小させることにより、純資産を減らし自己資本当期純利益率（ROE）を高めるとともに、これを超える分は株主還元を検討するといった具体的な施策を講じることとしており、本公開買付け後においても、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることができると考えております。そのため当社としては、シティら以外の株主の皆様には、引き続き当社株式を所有し続けていただきたいと希望しておりますが、もちろん、本公開買付けに応募いただくか否かは最終的には株主の皆様のご判断によるものと認識しております。

なお、本公開買付けが実行される場合、そのままでは、本公開買付けに応募せず引き続き当社株式を所有し続けていただく株主の皆様については、本公開買付けに応募する株主とは異なり、本公開買付けを通じた当社による自己株式の取得の結果としての所有割合の上昇という利益以外には、本公開買付けを通じた株主還元による利益を享受できないことを踏まえ、引き続き当社株式を所有し続けていただく株主の皆様にも直接的な株主還元の利益を享受する機会を確保すべく、当社の配当政策として、2023年3月期の配当金に限りましては、当社株式1株当たり、以下のうち、いずれか大きいほうの金額とします。

- a. 100円
- b. 本公開買付けが成立した場合には、NRI株式売却に係る売却益も含めた2023年3月期における当社の親会社株主に帰属する当期純利益から、本公開買付けで実施する自己株式取得額を控除した金額を、配当基準日時点の当社の発行済株式総数（但し、同時点の当社が所有する自己株式数を除きます。）で除して計算される金額

なお、本対応方針については、本公開買付けが開始され、本応募契約に従った本公開買付けへの応募及び本

公開買付けの完了をもって、廃止することといたします。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

株券等の種類	総数(株)	取得価格の総額
普通株式	420 億円を本公開買付価格で除した数 (小数点以下四捨五入)	420 億円

(注1) 総数(株)は420億円を本公開買付価格で除した数(小数点以下四捨五入)とする予定です。

(注2) 発行済株式総数 73,280,000株(2022年9月30日現在)

(注3) 取得する期間 未定

なお、当社は、本公開買付けが開始される時点で、改めて自己株式の取得に関する取締役会決議を行うことを予定しており、その内容の詳細については、決議後速やかにお知らせいたします。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

本公開買付けは、現時点において、価格決定期間の終期を迎えて本公開買付価格が確定したのちに、本公開買付けの開始に向けた準備が整い次第速やかに実施することを予定しており、本日現在、当社は、2022年12月16日に本公開買付けを開始することを予定しております。当社は、2022年12月15日に本公開買付けの開始に関する取締役会決議及びその公表を行うとともに、その翌営業日である2022年12月16日から2023年1月19日までの20営業日を本公開買付期間として本公開買付けを実施することを予定しております。

(2) 買付け等の価格

未定

(注1) 本VWAPから1%ディスカウントした価格(小数点以下四捨五入)とする予定です。

(注2) なお、本公開買付けは、本開始前提条件のとおり、本VWAPが本価格レンジの枠内であることを前提条件としており、本VWAPが本価格レンジの枠内とならない場合には、原則として本公開買付けを実施しません。但し、その場合であっても、本VWAPが本価格レンジの上限を超える場合であっても、当社とシティらが別途合意したときは、当社とシティらが別途合意する日を開始日として、本公開買付けを行うことがあります。本VWAPが本価格レンジの下限未満の場合には、シティらが、シティらによる応募の前提条件の一部又は全部を放棄することにより、所有する当社株式の全てについて本公開買付けへ応募を行う意向の有無を確認し、応募が見込まれない場合には、本公開買付けの目的であるシティらの当社株式の所有割合を低下させることによる事業遂行、特にファンド募集の円滑化等による経営の安定化が実現できないため、本開始前提条件の全てが充足することはなく、また当社が放棄することなく、当社は本公開買付けを実施しない予定です。

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の算定及び決定に際しては、当社株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得はその時々の需給を反映した価格で取引するために金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いと考えられることを勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社株式の市場価格を基礎に検討を行いました。

その上で、2022年11月8日の協議の中で、当社から、シティらが望まない株価での売却とならないよう本公開買付価格に下限を設けることと、他方、下限のみを設けることにより、裁定行為を招きかねないリスク等、マーケットへの影響を考慮して上限を設けることと、本公開買付価格の下限を当社株式1株当たり純資産に対して5%程度ディスカウントした2,500円とする旨を提案いたしました。これを受け村上氏らからは、当該提案を尊重する旨の意向が示され、本公開買付価格の上限を当社株式1株当たり純資産

に対して5%程度の金額を加えた2,800円とする旨の提案を受けました。かかる村上氏らからの提案を踏まえ、過去実際に他社により行われた開示において、公開買付価格を市場価格を基礎とした算定式で定め上限及び下限の設定を設ける方式と類似の条件を定めるものが存在することと、本公開買付価格に下限のみを設けることにより、裁定行為を招きかねないリスク等、マーケットへの影響も踏まえ、当該上限及び下限の設定を設ける方式は採用可能と判断いたしました。その結果、同年11月11日の協議において、村上氏らより、本公開買付価格を本応募契約締結後の一定期間にわたる当社株式の市場価格に基づき決定する方式とし、かつ当該決定方式において本公開買付価格の下限を2,500円、上限を2,800円とするのであれば、当社との間で本応募契約を締結し、シティらが所有する当社株式の全部(13,904,500株、所有割合:19.53%)を応募する旨の意向の表明に加えて、当社のファンドに対する出資比率を低下させること、株主還元を充実させ、純資産を小さくして徹底的なROE向上を追求すべきとの提案を受けました。これらの村上氏らとの交渉も踏まえ、当社は、将来のために当社において必要な投資資金及び株主価値向上施策について再検討を行った結果、本公開買付け及びNRI株式売却が純資産を減らし自己資本当期純利益率(ROE)を高めるとともに、村上氏らの当社株式の所有割合を低下させることによって、事業遂行、特にファンド募集の円滑化等による経営の安定化を図れるものと再認識いたしました。また、本公開買付け及びNRI株式売却は、シティらがその所有する当社株式の全部を本公開買付けに応募することについて村上氏らとの間での応募契約の締結を通じた確約を得た上で実施することを前提として、同年11月11日のシティらとの協議で提示のあった、本公開買付価格の下限を2,500円、上限を2,800円とする条件を設定した場合、当該下限及び上限はいずれも本日の前営業日である2022年11月24日時点における当社株式の市場株価(同日時点の終値2,391円)を109円~409円上回りますが、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、シティら以外の当社の株主の皆様が、市場株価の動向を見ながら応募について検討する機会を確保できることに加えて、本公開買付けの開始日に近接した時期の市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることで資産の社外流出を可能な限り抑えることができることから、本価格レンジ及び本公開買付価格の設定は、本公開買付けの目的に適い、かつ少数株主の利益にも配慮されたものであり、取締役の善管注意義務の観点からも問題ないものと判断いたしました。さらに、シティらが所有する当社株式の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるのであれば、当社株式を引き続き所有する株主の利益の尊重と、シティらの当社株式の所有割合を低下させることによる事業遂行、特にファンド募集の円滑化等による経営の安定化との調和の観点から妥当であり、シティら以外の株主に対する株主還元にもつながり得ることもふまえ、本公開買付価格を本VWAPから1%ディスカウントした価格とする本公開買付けの実施に向けた具体的な検討及び村上氏らとの交渉をさらに進める旨を判断し、村上氏らと本応募契約の具体的な内容について交渉を行っていたところ、当社は、村上氏らとの間で、本応募契約の内容に関して合意に至ったため、本日付で本応募契約を締結いたしました。

以上を踏まえ、上記「1. 買付け等の目的」に記載のとおり、本公開買付価格を、当社株式1株につき、本VWAPから1%ディスカウントした価格(小数点以下四捨五入)とする予定であることを決議いたしました。

また、当社による直近の自己株式取得として、当社は、2021年10月22日付の取締役会決議に基づき、東京証券取引所における市場買付けの方法により当社株式を取得(取得期間:2021年10月25日から2022年4月4日まで、取得した株式の総数:7,409,800株、取得価格の総額:14,999,931,814円)しており、取得価格の単純平均値は2,024円です。本公開買付価格は、本VWAPが本価格レンジの枠内である場合には、本公開買付価格は、2,500円~2,800円のレンジの枠内の価格となる予定であるところ、当該取得価格2,024円と本公開買付価格との間には476円~776円の差異が生じる可能性があります。これは、当該取得価格が各取得日の市場価格によって決定されているのに対し、本公開買付価格は、シティとの協議・交渉の結果を勘案し決定しているためです。

② 算定の経緯

当社は、本公開買付価格の算定及び決定に際しては、当社株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得はその時々々の需給を反映した価格で取引するために金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いと考えられることを勘案した上、基準の明確性及び客観性を重

視し、当社株式の市場価格を基礎に検討を行いました。

上記、「1. 買付け等の目的」に記載のとおり、当社は、村上氏らからの要請に基づいて、2022年8月4日にシティと、同月5日に村上氏らと、当社の経営戦略や資本政策に関する面談を実施し、当社の企業価値向上に向けた議論を行いました。同月5日の面談において、シティらが市場内外での取引を通じて当社株式を15%弱取得したことについて知らされた上、当社株式を今後も買い進め、当社株式の51%を取得する可能性があることを示唆されるとともに、NRI株式の一部を流動化等した上で、当社の株式時価総額の約3分の1、連結株主資本の40%にも相当する約500億円もの自社株買いを行うべき旨を要請されました。

かかる認識の下、当社取締役会は、本買増しにより、シティらの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為が行われる具体的な懸念があると合理的に判断できることを受け、また、シティらによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念がある状況下において他の当事者による大規模買付行為等が企図されるに至る場合も想定し、これらの大規模買付行為等が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切にご判断を下すための情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行なうことができるよう、かかる大規模買付行為等については、当社取締役会の定める一定の手續に基づいてなされることが、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するとの結論に至りました。

その結果、当社取締役会は、2022年8月15日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号）を決定し、さらに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、本対応方針を導入することを決議いたしました。

これらを受け当社は、将来のために当社において必要な投資資金の確保及び株主価値向上施策について再検討を行った結果、投資運用力の向上による投資パフォーマンスの更なる向上と、対象マーケットの拡大に足並みを揃えた外部募集力の強化によるファンドサイズ拡大を、当社の成長戦略の軸とするとともに、新規設立ファンドへの当社出資比率を、現在の40%から、10年後には20%まで低下させることを目標とし、これに合わせ必要資金（現預金）も段階的に縮小させ、これを超える分は株主還元を検討することといたしました。これにより、純資産を減らし自己資本当期純利益率（ROE）を高めるとともに、シティらの当社株式の所有割合を低下させることによって、事業遂行、特にファンド募集の円滑化等による経営の安定化を図ることを目的として、保有する将来の投資資金の水準を半減させ600億とした上で、NRI株式売却によりNRI株式の全てを現金化し、そのうち420億円を資金として本公開買付けを実施すべきとの結論に至りました。なお、当社は、NRI株式を、当社が野村ホールディングス株式会社のグループ会社であった1980年代～1990年代に取得いたしました。そして、2017年に当社が野村ホールディングス株式会社及びNRIが所有する当社株式の全てを自己株式の取得により取得して以降、野村ホールディングス株式会社のグループ会社との株式の持ち合い関係は解消されたため、当社によるNRIの株式の保有目的を2018年3月期の有価証券報告書において、純投資と位置づけました。NRI株式については、その時価評価額の大きさから、その所有の意義等について株主の皆様との対話の中で議論する機会も多かったことから、今般、上記の目的のため全株を売却することとしたものです。

その上で、当社は、2022年11月1日に、当社とシティの間で守秘義務契約を締結した上で、同日、村上氏らとの間でシティらの所有する当社株式の売却についての協議を開始いたしました。当該協議の中で、当社は、将来のために当社において必要な投資資金の確保及び株主還元向上施策として、本公開買付けの実施を検討している旨を村上氏らに対して説明するとともに、シティらが所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募すること等を内容とする本応募契約（詳細については、上記「1. 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」をご参照ください。）を当社との間で締結することを要請し、本公開買付け価格については、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることで資産の社外流出を可能な限り抑えることができ、本公開買付けに応募せず当社株式を引き続き所有する株主の利益の尊重の観点から妥当であると判断したため、市場価格よりディスカウントを行った一定の価格を本応募契約にお

いて定めることを提示いたしました。当該要請に対して、村上氏らより、本公開買付けへの応募については検討するものの、当社の市場株価は、村上氏らが考えている当社株式の適正価格である株価純資産倍率（PBR）1倍よりも低い金額であり、市場価格よりディスカウントを行った一定の価格を本応募契約において合意し、これを本公開買付け価格とするのであれば、本公開買付け価格は割安な市場株価からさらにディスカウントをした価格となる可能性があるため、当社株式の適正価格として株価純資産倍率（PBR）1倍の固定価格とする案でなければ、本公開買付けへの応募に応じることはできない旨の意向が示されました。当社はこれらの村上氏らとの協議を踏まえ、当社と村上氏らと間で見解の相違があるものとして、本公開買付け価格については、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることで資産の社外流出を可能な限り抑えることができ、本公開買付けに応募せず当社株式を引き続き所有する株主の利益の尊重の観点から、村上氏らから2022年11月1日に提案のあった当社株式の適正価格として株価純資産倍率（PBR）1倍の固定価格とする案は採用し得ないものと2022年11月1日に判断いたしました。しかしながら、その後も当社は、本公開買付け価格及び本応募契約について、当社と村上氏らとの間での合意を目指し、2022年11月4日、同年11月8日、同年11月9日、同年11月11日、同年11月14日、同年11月17日及び同年11月21日の7回に亘り、村上氏らとの間で協議を行って参りました。その過程である同年11月8日の協議の中で、当社から、シティらが望まない株価での売却とならないよう本公開買付け価格に下限を設けることと、他方、下限のみを設けることにより、裁定行為を招きかねないリスク等、マーケットへの影響を考慮して上限を設けることと、本公開買付け価格の下限を当社株式1株当たり純資産に対して5%程度ディスカウントした2,500円とする旨を提案いたしました。これを受け村上氏らからは、当該提案を尊重する旨の意向が示され、本公開買付け価格の上限を当社株式1株当たり純資産に対して5%程度の金額を加えた2,800円とする旨の提案を受けました。かかる村上氏らからの提案を踏まえ、過去実際に他社により行われた開示において、公開買付け価格を市場価格を基礎とした算定式で定め上限及び下限の設定を設ける方式と類似の条件を定めるものが存在することと、本公開買付け価格に下限のみを設けることにより、裁定行為を招きかねないリスク等、マーケットへの影響も踏まえ、当該上限及び下限の設定を設ける方式は採用可能と判断いたしました。その結果、同年11月11日の協議において、村上氏らより、本公開買付け価格を本応募契約締結後の一定期間にわたる当社株式の市場価格に基づき決定する方式とし、かつ当該決定方式において本公開買付け価格の下限を2,500円、上限を2,800円とするのであれば、当社との間で本応募契約を締結し、シティらが所有する当社株式の全部（13,904,500株、所有割合：19.53%）を応募する旨の意向の表明に加えて、当社のファンドに対する出資比率を低下させること、株主還元を充実させ、純資産を小さくして徹底的なROE向上を追求すべきとの提案を受けました。これらの村上氏らとの交渉も踏まえ、当社は、将来のために当社において必要な投資資金及び株主価値向上施策について再検討を行った結果、本公開買付け及びNRI株式売却が純資産を減らし自己資本当期純利益率（ROE）を高めるとともに、村上氏らの当社株式の所有割合を低下させることによって、事業遂行、特にファンド募集の円滑化等による経営の安定化を図れるものと再認識いたしました。また、本公開買付け及びNRI株式売却は、シティらがその所有する当社株式の全部を本公開買付けに応募することについて村上氏らとの間での応募契約の締結を通じた確約を得た上で実施することを前提として、同年11月11日のシティらとの協議で提示のあった、本公開買付け価格の下限を2,500円、上限を2,800円とする条件を設定した場合、当該下限及び上限はいずれも本日の前営業日である2022年11月24日時点における当社株式の市場株価（同日時点の終値2,391円）を109円～409円上回りますが、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、シティら以外の当社の株主の皆様が、市場株価の動向を見ながら応募について検討する機会を確保できることに加えて、本公開買付けの開始日に近接した時期の市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることで資産の社外流出を可能な限り抑えることができることから、本価格レンジ及び本公開買付け価格の設定は、本公開買付けの目的に適い、かつ少数株主の利益にも配慮されたものであり、取締役の善管注意義務の観点からも問題ないものと判断いたしました。さらに、シティらが所有する当社株式の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるのであれば、当社株式を引き続き所有する株主の利益の尊重と、シティらの当社株式の所有割合を低下させることによる事業遂行、特にファンド募集の円滑化等による経営の安定化との調和の観点から妥当であり、シティら以外の株主に対する株主還元にもつながり得ることもふまえ、本公開買付け価格を本VWAPから1%ディスカウントした価格とする本公開買付けの実施に向け

た具体的な検討及び村上氏らとの交渉をさらに進める旨を判断し、村上氏らと本応募契約の具体的な内容について交渉を行っていたところ、当社は、村上氏らとの間で、本応募契約の内容に関して合意に至ったため、本日付で本応募契約を締結いたしました。

以上を踏まえ、上記「1. 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付け価格を本算定価格、すなわち当社株式1株につき、本 VWAP から1%ディスカウントした価格(小数点以下四捨五入)とする予定であることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

未定

(注) 本公開買付けにおける買付予定数については、420億円を本公開買付け価格で除した数(小数点以下四捨五入)とする予定です。

(5) 買付け等に要する資金

42,000,000,000円

(注) 買付予定数を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用は含まれておりません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 決済の開始日

決済の開始日については、公開買付け期間の最終日から16営業日後の日を予定しております。具体的な日程については、決定次第お知らせいたします。

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者であり、公開買付け代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額

(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i). 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付け価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付け価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額の全てが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません。）。但し、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第 4 条の 6 の 2 第 37 項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii). 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書とともに租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。
 - ・ 応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。
 - ・ 本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。
 - ・ 買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。
 - ・ 他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 本応募契約の締結

当社は、本日付で、村上氏らとの間で本応募契約を締結しています。詳細については、上記「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

<ご参考>

1. NRI 株式売却の詳細

株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | | |
|---|---|--------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 株式会社野村総合研究所普通株式 | 36,968,100 株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 氏名又は名称 | 売 出 株 式 数 |
| | 当 社 | 23,968,100 株 |
| | 野村ホールディングス株式会社 | 13,000,000 株 |
| (3) 売出価格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2022 年 12 月 5 日(月)から 2022 年 12 月 7 日(水)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における株式会社野村総合研究所普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90~1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定する。） | |
| (4) 引受価額 | 下記(5)に記載の引受人より売出人に支払われる金額である引受価額は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、売出価格等決定日に、売出価格と併せて決定される。 | |
| (5) 売出方法 | 野村証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額を差し引いた額の総額とする。
引受人の買取引受による売出しの売出株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。 | |
| (6) 申込期間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで | |
| (7) 受渡期日 | 売出価格等決定日の 5 営業日後の日 | |
| (8) 申込証拠金 | 1 株につき売出価格と同一の金額とする。 | |
| (9) 申込株数単位 | 100 株 | |
| (10) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、株式会社野村総合研究所代表取締役会長 兼 社長 此本臣吾に一任する。 | | |

以 上